

知って得する!

法律コラム

企業が知っておくべき 「被害届」と「告訴」の違い



弁護士 松本達也

弁護士法人よつば総合法律事務所

全国6拠点(千葉・柏・船橋・東京・大阪・名古屋)、弁護士20名以上が在籍している法律事務所。経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱業務。

千葉県内の企業様を中心に450社強の企業様と顧問契約を締結(2024年11月1日時点)。

お問い合わせは、お電話(043-306-1110)かメール(info@yotsubasougou.com)にて。



こちらから企業法務サイトが
ご覧になれます。

1 はじめに

よつば総合法律事務所の弁護士の松本です。企業活動において、横領、不正競争、業務妨害、名誉毀損といった犯罪被害に遭遇するリスクは常に存在します。これらの被害に際し、会社として警察などの捜査機関に働きかける際、「被害届」と「告訴」のどちらを選択すべきか、その判断は極めて重要となります。

本コラムでは、企業のリスクマネジメントの観点から、「被害届」と「告訴」の法的・実務的な違いと企業が取るべき対応について解説します。

2 被害届と告訴の定義と目的

被害届とは、企業が犯罪による被害の事実を捜査機関に報告する行為を指します。これは、捜査機関に事件の存在を知らしめ、捜査の端緒を提供することが目的です。

これに対し、告訴とは、犯罪事実を捜査機関に申告することに加え、犯人の処罰を求める意思表示を行うことです。そのため、告訴は、単なる事実の報告にとどまらず、企業としての毅然とした処罰意思を伴うため、捜査機関に対するインパクトや、加害者に対するプレッシャーがあります。

3 捜査機関に生じる義務の違い

被害届と告訴の重要な違いは、捜査機関に生じる義務の有無にあります。

被害届が提出されても、捜査機関には法的な捜査義務は生じません。捜査は警察の裁量に委ねられるため、捜査機関が必ずしも企業が期待するような積極的捜査に着手するとは限りません。

他方、警察は告訴を受けたとき、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、告訴を受理することになっています(犯罪捜査規範63条)。そして、捜査機関は告訴を受理した場合、速やかに捜査を行うように努めることになっています(犯罪捜査規範67条)。また、司法警察員は告訴を受けたときは、速やかに告訴に関する書類や証拠物を検察官に送付しなければならないとされています(刑訴法242条)。

このように告訴は被害届とは異なり、捜査機関に対して一定の捜査に関する拘束力を持たせることが可能

であるため、企業が不正行為による損害を回復し、全社的なコンプライアンスを示す上で、より有効な手段となり得ます。告訴によって捜査が促されれば、後の民事訴訟における証拠保全にも間接的に役立つ可能性があります。

4 「親告罪」と企業法務

一部の犯罪は、被害者による告訴がなければ検察官が起訴できない「親告罪」と定められています。企業が直面しやすい犯罪の中で、名誉毀損罪や器物損壊罪などがこれに該当します。

特にインターネット上の誹謗中傷などによる名誉毀損罪の被害を受けた場合、企業として犯人の刑事責任を追究し、悪質な行為に厳しく対処する姿勢を示すのであれば、必ず告訴を行わなければなりません。名誉毀損行為は企業のレピュテーション(信用)に重大な影響を及ぼすため、迅速かつ適切な告訴の判断が求められます。

5 企業における告訴の検討と実務上のポイント

企業が告訴を選択し、確実に事件解決を目指すには、綿密な準備が必要です。

告訴は捜査機関に一定の義務を負わせるため、受理のハードルは高いのが実情です。そのため、被害の事実を裏付ける客観的な証拠(契約書、帳簿、メール、監視カメラ映像など)を組織的に整理・保全しておくことが重要です。

また、告訴状では、どのような犯罪が成立するのか(例:特別背任、業務上横領、詐欺など)、法的な要件を充足するように事実を明確に記載しなければなりません。

さらに、告訴には時効が存在します(特に親告罪の告訴期間は6か月)。被害が判明した際は、直ちに弁護士などの専門家に相談し、証拠収集と告訴状の作成に着手することが、迅速な事件解決と損害拡大の防止につながります。

企業が犯罪被害に遭った場合、単なる事実の報告に留まらず、毅然とした態度で法的措置を講じることが、企業の信頼と秩序を守る上で不可欠です。お悩みのある企業様は、一度弁護士などの専門家にご相談されることをお勧めいたします。